

産保第 1 1 0 5 号

令和 8 年 9 月 1 1 日

千葉県高圧ガス流通保安協会会長 様

千葉県防災危機管理部産業保安課長

(公 印 省 略)

高圧ガスの販売時における販売事業所の確認について（通知）

本県の高圧ガス保安行政の推進につきましては、日頃から御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、今般、千葉県内において、建設機械及び工具の販売・修理を行う事業所が、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス販売事業の届出を行わないまま高圧ガスを販売していた事案が判明しました。

つきましては、高圧ガスの卸売に係る取引を行う際には、取引先が高圧ガス保安法に基づく高圧ガス販売事業の届出を行っていることを確認するよう、貴協会会員事業者に対し、注意喚起をお願いいたします。

担当 産業保安課 保安対策室 TEL:043-223-2736
